

第二百七号議案

東京都下水道条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「又は」の下に「指定納付受託者（」を加え、「第二百三十一条の二第六項の規定による指定をした者」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。」に改め、「（管理者が別に定めるものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。